

## 危険物船舶運送及び貯蔵規則

### 1. 案内情報

- ① 手続名 : 危険物のコンテナへの収納検査の申請
- ② 手続根拠 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則第112条
- ③ 手続対象者 : 荷送人  
ただし、船舶所有者が危険物船舶運送及び貯蔵規則第112条第1項各号に掲げる危険物を4側面が閉囲された構造のコンテナに収納する場合は、船舶所有者
- ④ 提出時期 : 第112条第1項各号に掲げる危険物を4側面が閉囲されたコンテナに収納する場合。詳しくは最寄りの地方運輸局等又は登録検査機関へお問い合わせ下さい。
- ⑤ 提出方法 : 最寄りの地方運輸局等又は登録検査機関へお問い合わせ下さい。
- ⑥ 手数料 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則第114条
- ⑦ 添付書類・部数 : 最寄りの地方運輸局等又は登録検査機関へお問い合わせ下さい。
- ⑧ 申請書様式 : 危険物コンテナ収納検査申請書（第十号様式）
- ⑨ 記載要領・記載例 : 最寄りの地方運輸局等又は登録検査機関へお問い合わせ下さい。

### 2. 窓口情報

- ① 提出先 : 船積地を管轄する地方運輸局等又は登録検査機関へ提出して下さい。
- ② 受付時間 : 提出先の地方運輸局等又は登録検査機関へお問い合わせ下さい。
- ③ 相談窓口 : 最寄りの地方運輸局等又は登録検査機関へお問い合わせ下さい。

### 3. 手続情報

- ① 審査基準 : 危険物船舶運送及び貯蔵規則
- ② 標準処理期間 : 5日
- ③ 不服申立方法 : 提出先の地方運輸局等又は登録検査機関へお問い合わせ下さい。

※地方運輸局等の所在地は、国土交通省のホームページをご参照下さい。

<http://www.mlit.go.jp/about/chihounyu.html>

第十号様式（第百十二条関係）

危険物コンテナ収納検査申請書

年 月 日

殿

氏名又は名称及び住所  
並びに法人にあつては  
その代表者の氏名

印

危険物船舶運送及び貯蔵規則第 112 条第 3 項の規定により、次のとおり申請します。

コンテナの総質量		コンテナの番号	
荷送人若しくは船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名			
危険物の分類及び品名			
危険物の容器及び包装			
危険物の数量		その他の収納貨物の品名及び数量	
船積地		発航予定年月日	
陸揚地		陸揚予定年月日	
検査を受けようとする年月日		検査を受けようとする場所	
備考			

- (注) 1 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とすること。  
2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。